

出題のねらい

【1】古代・中世、文化・外交の分野。

奈良時代の文化の中から『古事記』撰上の史料を取り上げ、史料から基礎的な知識が理解できているか、また室町時代の日明貿易を取り上げ、東アジア外交についての史料的な理解を問いました。

【2】近世、経済の分野。

近世における貨幣経済の展開過程を中心的に取り上げ、農業の発展や幕藩体制の動揺との相互関係について、史料に即して理解しているかを問いました。

【3】近代、外交の分野。

幕末から明治期の日露関係について、基礎的な知識を問いました。

【1】

【解答】(36点)

- | | |
|--|---------|
| (1) 古事記 | (3点) |
| (2) a 帝紀 b 旧辞 | (各3点×2) |
| (3) 天武天皇 | (3点) |
| (4) 舎人 | (3点) |
| (5) 推古天皇 | (3点) |
| (6) 元明天皇 | (3点) |
| (7) 足利義満 | (3点) |
| (8) 勘合 | (3点) |
| (9) 足利義尚 | (3点) |
| (10) 日本産の銅は一駄10貫文であるが、これを中国の明州・雲州あたりに持ち込むと、40～50貫文分の生糸と交換することができる。 | (6点) |

【解説】

史料Aは、『古事記』序文に書かれている撰上に関する史料です。『古事記』は、溯れば天武天皇の時に、帝紀と本辞に誤りが多いことから、正しい物を後世に伝えようとの思いで編纂が始まりました。当初は、舎人であった稗田阿礼に命じて進められましたが、この時代は政治的な変動が大きく、また天武天皇も亡くなったせいか、完成には至らなかったようです。その後元明天皇の命によって、太安万侶が完成させました。その作業は困難を極めたようですが、ともあれ天地開闢から推古天皇の御世までを収録し、献上されました。

史料B・Cは、室町時代の日明貿易に関する史料です。史料Bは、中国の明から倭寇鎮圧の依頼を受けて始められた日明貿易の開始を示す史料で、室町幕府の3代将軍足利義満が日本国の代表となって、明に朝貢する形がとられました。明から交付された勘合をもって公認の貿易船とみなされたことから、勘合貿易と呼ばれています。史料Cは、貿易商樟葉西忍のことばが引用され、勘合貿易において莫大な利益が出るが示されています。具体的には生糸と銅の両国での価値が記されており、中国で安く手に入れて日本で高く売れば、かなりの利潤が得られるようです。問題では、この構造の大枠を理解しているかどうかを問うています。

[2]

【解答】(42点)

(1)	a 備中鋏	b 千齒扱	c 農業全書	
	d 三貨	e 両替商	f 藩札	(各3点×6)
(2)	h (あ)	i (い)		(各3点×2)
(3)	荻生徂徠			(3点)
(4)	商品作物をつくり販売するようになったから。			(3点)
(5)	(御)城下			(3点)
(6)	商人が有利な立場で武士から米を購入していること。			(3点)
(7)	金肥			(3点)
(8)	干鰯			(3点)

【解説】

近世中期に発展した貨幣経済に関する設問です。荻生徂徠が幕政改革について意見を述べた享保期(1716～36年)成立の『政談』と、田中丘隅が治水や駅伝などについて意見を述べた1721年成立の農政書『民間省要』を史料として取り上げました。

荻生徂徠は、史料Bの『政談』において、武士土着論を主張しています。その内容は、およそ次のようなものです。武士が自分の領地に土着している時は、貨幣経済に飲み込まれていないため、米を欲しがる商人に対して有利な立場で売却できていました。ところが、城下町に集住して貨幣経済に飲み込まれると、武士は金銭を要するようになるため、商人側が有利な立場で米を購入するようになります。その結果、米価は武士の思うようにならなくなり、高騰することとなりました。このようなことから、城下町集住という幕藩体制の基礎となる部分が、実は体制を揺るがす原因にもなっていると、徂徠は土着への回帰を説くのです。貨幣経済の進展と幕府政治の動揺の密接な関わりをここから読み取ることができます。

史料Cの『民間省要』は、農業の発展と貨幣経済の発展が表裏の関係にあることを示しています。すなわち、耕地の拡大とともに肥料として刈敷に用いる草が不足するため、金銭で海産物由来の肥料を購入するようになりました。それによって生産力を増すと、商品作物などを増産し金銭を得るようになります。そして、その金銭で再び金肥を購入するという循環構造で、農村にも貨幣経済が浸透するのです。

[3]

【解答】(22点)

(1)	日露和親条約(日露通好条約)	(2点)
(2)	下田	(2点)
(3)	樺太・千島交換条約	(2点)
(4)	北海道	(2点)
(5)	さはりん	(2点)
(6)	宗谷	(2点)
(7)	日露講和条約(ポーツマス条約)	(2点)
(8)	小村寿太郎	(2点)
(9)	他国の領土の一部を一定期間借り受け統治する権利。	(4点)
(10)	50	(2点)

【解説】

幕末以降、明治期までの間に、日露両国間で調印された条約についての設問です。

史料Aは日露和親条約です。1854年、幕府は日米和親条約を結び、ついでイギリス・ロシア・オランダとも類似の条約を結びます。日露和親条約は下田で調印されました。そこには、下田・箱館のほか長崎を加えた3港を開港し、国境については択捉島以南を日本領、得撫島以北をロシア領とし、樺太は両国人雑居の地として境界を定めないことなどが約定されています。

史料Aでは懸案となっていた樺太の帰属について定めたのが、史料Bの樺太・千島交換条約です。当時、日本は北海道の開拓で手いっぱいであったため、1875年、樺太・千島交換条約を結んで、樺太に持っていたいっさいの権利をロシアにゆずり、そのかわりに千島全島を領有することになりました。

史料Cは、日露講和条約です。1905年9月、セオドア・ローズヴェルト米大統領の斡旋によって、アメリカのポーツマスにおいて調印された、日露戦争の講和条約です。日本側の全権は小村寿太郎、ロシア側の全権はウイッテでした。これによってロシアは、①韓国に対する日本の指導・監督権を全面的に認め、②清国からの旅順・大連の租借権、長春以南の鉄道とその付属の利権を日本に譲渡し、さらに③北緯50度以南の樺太と付属の諸島の譲渡と、④沿海州とカムチャツカの漁業権を日本に認めました。